

倉敷市スポーツ指導者人材バンク運営要領

1 趣旨

この要領は、倉敷市スポーツ指導者人材バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、倉敷市が倉敷市スポーツ指導者人材バンク（以下「指導者人材バンク」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 スポーツ指導者について

この要領におけるスポーツ指導者とは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体が認定する公認スポーツ指導者等の資格を有する者又は取得する予定（但し、翌年度までには取得すること）のある者
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会又はその加盟団体が認定するパラスポーツ指導者等の資格を有する者又は取得する予定（但し、翌年度までには取得すること）のある者
- (3) 公益財団法人日本レクリエーション協会又はその加盟団体が認定するレクリエーション公認指導者等の資格を有する者又は取得する予定（但し、翌年度までには取得すること）のある者
- (4) 前各項に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 登録の手順について

- (1) 指導者人材バンクに登録を希望する者は、倉敷市スポーツ指導者人材バンク登録申請書（様式第1号）を倉敷市に提出する。
- (2) 倉敷市は、提出された（1）の申請書が適当であると認めた場合は指導者人材バンクに登録し、申請者に通知する。
- (3) 指導者人材バンクに登録されたスポーツ指導者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたり登録の抹消を希望する場合は、速やかに倉敷市に報告する。

4 派遣の手順について

- (1) 指導者人材バンクを利用する団体等の代表者（以下「利用者」という。）が登録者の派遣を希望するときは、倉敷市スポーツ指導者人材バンク指導者派遣依頼書（様式第7号）を原則として2ヶ月前までに公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会（以下「スポーツ振興協会」という。）へ提出する。
- (2) スポーツ振興協会は、（1）の依頼書が適当と認められるときは利用者が希望する登録者に、受諾の可否を打診する。登録者が受諾した場合、スポーツ振興協会は利用者にもその旨を連絡する。

- (3) 登録者が受諾した場合、利用者は、登録者と直接連絡を取り合い指導内容、活動にかかるお互いの意向を確認する。
- (4) 利用者は、(3)の話し合いによる合意の結果について、スポーツ振興協会へ連絡する。
- (5) 利用者及び登録者は決定した指導・活動の内容について、双方で書面をもって確認し合う。
- (6) 登録者は、(5)に基づき利用者と確認し合った内容で指導活動を行う。
- (7) 利用者は、9月末、または3月末のいずれか早い日までに倉敷市スポーツ指導者人材バンク利用結果報告書(様式第8号)をスポーツ振興協会に提出する。

5 登録者の任務

- (1) 登録者は、利用者の依頼に応じ、実技指導に当たるものとする。
- (2) 登録者は、利用者と指導内容について事前に協議する。

6 利用者の要件

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学する者を構成員とし、日常的にスポーツ活動を行う団体若しくはグループ又は本市内にある中学校であること。(人数は概ね10名以上)
- (2) 登録者が実技指導等を行うことができる施設及び必要な用具を準備していること。
- (3) 代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任をもって対応できること。
- (4) 参加者が個人又は利用団体単位でスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (5) 参加者に倉敷市暴力団排除条例(平成23年倉敷市条例第45号)第2条第2号に規定する暴力団員等に該当するものがないこと。
- (6) 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的としたものでないこと。

7 利用者の任務

- (1) スポーツ振興協会に派遣の依頼を行う。
- (2) 登録者と事前に指導内容等について協議を行う。
- (3) 必要に応じて、登録者に謝礼等を支払う。
- (4) 9月末、または3月末のいずれか早い日までに、スポーツ振興協会に活動報告書を提出する。

8 倉敷市及びスポーツ振興協会の業務

- (1) 人材バンクの情報を倉敷市スポーツ情報サイト等により広報を行うとともに、利用者からの申込みなどの受付を行う。

- (2) スポーツ振興協会は利用者が希望する登録者に、受諾の可否を打診する。登録者が受諾した場合、スポーツ振興協会は利用者にもその旨を連絡する。
- (3) スポーツ振興協会は利用者から活動報告書を受ける。

9 登録者の派遣に対する経費

- (1) 登録者の派遣に伴い発生する謝礼等については、利用者が負担する。
- (2) 謝礼等は、設置要綱の目的に基づき利用者の過重にならないものとし、利用者と登録者との協議の上決定する。
- (3) その他の経費は、利用者と登録者との協議の上決定する。

10 その他

この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、倉敷市が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。